

# 川越市立図書館管理規則の一部を改正する 規則（案）の概要について

平成30年4月

教育総務部 中央図書館

## 1 改正の趣旨

川越市立図書館管理規則（以下「規則」といいます。）は、休館日や利用時間、利用方法などの事項を定めることにより、円滑な施設運営を図ることを目的として制定しております。

この度、館内における利用のルール等の一部を改めることにより、市民サービスの向上を図るため、規則の改正を行おうとするものです。

## 2 改正の主な内容

- (1) 館内における撮影には館長の許可を必要とする規定の追加をしようとするものです。
- (2) 喫煙について、所定の場所以外での禁止から、火気の使用と併せて館内での禁止に改めようとするものです。
- (3) 資料複写申込書の様式を変更しようとするものです。詳細については、別紙「資料複写申込書（新様式）」を御参照ください。
- (4) その他軽微な文言の整理を行おうとするものです。

## 3 規則（案）の施行予定期日

公布の日から施行しようとするものです。